

次期国土地理院研究開発計画の策定について (報告)

1. これまでの経緯

(1) 国土地理院研究開発五箇年計画

科学技術は我が国の発展には不可欠なものであるという認識のもと平成7年に科学技術基本法が制定され、平成8年に科学技術基本計画(5ヶ年計画)が閣議決定された。科学技術基本計画では研究に対する厳正な評価の必要性が指摘され、平成9年に国の研究開発全般に関する評価の実施方法のあり方についての大綱的指針が内閣総理大臣により決定された。

平成10年に国土地理院では地理地殻活動研究センターを、測量行政と一体をなす基礎的・先端的な研究開発、測地学・地球科学の分野の研究および情報提供、地震予知連絡会等の運営を行う組織として設置し、あわせて研究評価委員会を発足し研究評価を実施してきた。

平成11年に国土地理院研究開発五箇年計画をはじめて策定し、国土地理院で実施すべき研究開発と必要となる施策等を実施してきた。平成16年には第2期国土地理院研究開発五箇年計画を策定した。

(2) 国土地理院研究開発基本計画

平成19年に国土地理院は測量成果の電子的提供、複製・使用承認のワンストップサービスの推進等を規定した測量法の改正を行った。一方、平成19年に地理空間情報活用推進基本法が施行され、平成20年には地理空間情報活用推進基本計画が閣議決定された。さらに、平成20年には宇宙基本法が制定され、平成21年には宇宙基本計画が決定された。

研究評価については、平成14年に「国土交通省研究開発評価指針」が制定され、平成20年に科学技術基本計画に基づく「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(内閣総理大臣決定)が定められ、研究評価を研究開発の適切な実施に確実につなげていく方向で、評価の方法が改められた。

このように法制度・各種計画等の改定等がつづく間に測量技術は、デジタル化及び情報通信技術(ICT)の活用が進み、これらを前提として測量成果や地理空間情報の流通・活用が当たり前となり、社会は大きく変化した。

これらの背景を踏まえ、社会情勢や技術動向の著しい変化の中で、研究開発の方向性を確実に見定めることが重要であり、そのような趣旨で作成することをより明確にするため、従来の「国土地理院研究開発五箇年計画」を「国土地理院研究開発基本計画」と改めることとなった。現計画は「国土地理院研究開発基本計画」(平成31年度～令和5年度)である。

2. 次期研究開発に関する計画の策定方針

平成 28 年に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（内閣総理大臣決定）が新たに策定され、その中で「①実効性のある研究開発プログラム評価、②アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発」の促進と「③研究開発評価の負担軽減」が掲げられた。平成 30 年には「国土交通省研究開発評価指針」が改訂され、効率的・効果的な事業の実施のために研究開発評価を厳正に行う必要があると書かれた一方で、評価に伴う過度な負担の回避についても章を割いて言及された。今後、国土地理院はこれまで同様に研究開発評価を厳正に行うことは当然のこととして、過度な負担が研究者等の関係者に係らぬよう、計画策定の段階から十分配慮して行く必要がある。

国土地理院では、「基本測量に関する長期計画」と「国土地理院研究開発基本計画」という二つの大きな計画を策定している。これらは、基本測量と研究開発の二つの異なる観点で策定しているが対象としているのは、国土地理院の今後実施すべき事業であることは共通している。またこれらの計画はそれぞれ、中間見直し、事後評価等の評価を行うこととなっている。研究開発について効率的に計画策定を行う観点から、それぞれの計画における役割の整理を行い、研究開発の計画の策定から評価に至る過程において、無駄な重複が起きぬようにするべきである。そこで、二つの計画を以下のとおり整理する。

- ・研究開発を含む国土地理院の事業に関する基本方針等はこれまで同様に「基本測量に関する長期計画」に記述。

- ・上記基本方針に基づき、研究開発の基本的な課題の設定及び評価方法等を研究計画に記述。

今後は今まで以上に効率的・効果的に、計画の策定と評価を行っていくために上記のように整理したことを明確にするため「国土地理院研究開発基本計画」を「国土地理院研究開発計画」と名称を改める。今後も、最新の技術動向等を踏まえた先端的な研究開発と厳正な研究評価を実施するとともに、研究者等が研究に打ち込める環境の整備に努める。

3. 今後の検討スケジュール

令和 5 年 7 月	検討方針、スケジュールの作成、院議にて決定
令和 5 年 8 月 2 日	研究評価委員会で検討方針、スケジュールを報告
令和 5 年 9 月～11 月	院内での次期研究開発計画（案）の検討
<令和 5 年 10 月	測量行政懇談会にて長計本文案を承認>
<令和 5 年 10 月	院議にて長計本文案を決定>
令和 5 年 11 月	研究評価委員会で次期研究開発計画（案）を審議
令和 6 年 2 月	研究評価委員会で次期研究開発計画（案）を承認
令和 6 年 3 月	院長の決裁、研究開発計画を決定